2. 計画の位置付け

本章では、地域公共交通に関する国の法制度や関連計画、施策、北海道や計画対象区域の市町 村が策定している上位計画や関連計画を示し、本計画の位置付けを整理する。

2.1 国の法制度・関連計画

地域公共交通に関わる国の法制度や関連計画は以下のとおりである。

(1) 交通政策基本法

【公布·施行】2013 (平成25) 年11月27日公布·施行

【目的】交通に関する施策について、基本理念やその実現を図るための基本事項を定めると ともに、国や地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と 相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上や国民 経済の健全な発展を図ることを目的としている。

【概要】

- ○交通施策の推進に当たっての基本的認識
- ・「交通」が以下を実現する機能を将来にわたって発揮できるように、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である。
 - ①国民の自立した日常生活及び社会生活の確保
 - ②活発な地域間交流及び国際交流
 - ③物資の円滑な流通
- ○交通の機能の確保及び向上
- ・近年の急速な少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、「交通」が、「豊かな 国民生活の実現」や「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」に寄与するとともに、 大規模災害にも的確に対応できるようにする。
- ○地方公共団体等の責務および関係者の連携・協力
- ・「地方公共団体」は、交通に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済 的・社会的な諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、情報提供等 により、住民等の基本理念に関する理解を深めて、協力を得るよう努める。
- ・「交通関連事業者及び交通施設管理者」は、その業務を適切に行うよう努め、国や地方公 共団体が実施する交通に関する施策に協力するように努める。また、業務を行うに当た って、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努める。
- ・国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民等の関係者は、基本理念の 実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- ○交通政策基本計画の策定
- ・政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通施策の基本的な 方針や目標、施策等を示した「交通政策基本計画」を定めなければならない。

(2) 第2次 交通政策基本計画

【策定】2021(令和3)年5月

【計画期間】2021(令和3)年度~2025年(令和7)年度

【目的】我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系を構築していくため、交通政策基本法の規定に従い、基本的な方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に行うべき施策等について定めている。

【概要】

- ○我が国を取り巻く課題
- ·交通政策に係る中期的な計画の策定に当たって認識する課題として、下記を挙げている。
 - ①人口減少・超高齢社会への対応と、「真の豊かさ」の実現
 - ②国際経済の中での「稼ぐ力」の維持向上と Society5.0 の実現(デジタル化・DX 推進)
 - ③巨大災害への備えなどによる国民の安全・安心の確保(防災・減災、国土強靱化)
 - ④地球環境や経済社会の持続可能性の確保(2050年カーボンニュートラルの実現)
 - ⑤新型コロナウイルス感染症への対応
- ○交通が直面する危機
- ・交通が直面する「危機」として、下記を挙げている。
 - ①地域におけるモビリティ危機(需要縮小による経営悪化、人手不足等)
 - ②サービスの「質」の低迷 (需要縮小による経営悪化・投資余力の減少等)
 - ③デジタル化、モビリティ革命等の遅れ
 - ④物流における深刻な労働力不足等
 - ⑤交通に係る安全・安心の課題(自然災害、老朽化、重大事故等)
 - ⑥運輸部門での地球温暖化対策の遅れ
- ○今後の交通政策の基本的な方針と目標・施策
- ・交通が直面する「危機」を乗り越えるための基本的方針として、下記の3つを掲げている。
 - 基本的方針 A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・ 確保
 - 基本的方針 B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・ サービスへの強化
 - 基本的方針 C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、 持続可能でグリーンな交通の実現
- ・上記の基本的方針における目標と実現のための施策を示しており、地域公共交通に関しては、特に「基本的方針 A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」に対して、下記の目標・施策が示されている。
 - 目標①地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ⇒施策:地域公共交通の維持確保の取組、新型コロナの影響を踏まえた支援、MaaS の全国での実装、多様なニーズに応えるタクシー運賃、等
 - 目標②まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進

⇒施策:まちづくりと公共交通の連携強化、徒歩・自転車も含めた交通のベストミックス実現、等

目標③交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

⇒施策:バリアフリー整備目標の実現、「心のバリアフリー」の強化、等

目標④観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備

⇒施策:地域での快適な移動環境整備、移動そのものの観光資源化、等

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

【改正·施行】2020(令和2)年6月3日一部改正·同年11月27日施行

【目的】地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化 及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで 活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【概要】

- ○地域が自らデザインする地域の交通
- ・地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成を努力義務化 ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け
 - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細や かに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等 ⇒データに基づく PDCA を強化
- ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実
- ・輸送資源の総動員による移動手段の確保
 - ⇒路線バス等の維持が困難と見込まれる際に、地方公共団体が関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、 従前の路線バス等に代わる地域に最適な 旅客運送サービス(右図のメニュー例) の継続を実現
 - ⇒過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅 客運送について、バス・タクシー事業者

実施が出て定めるメニュー例

- 乗合バス事業者など他の交通事業者による 継続(縮小・変更含む)
- 2 コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送 (区域運行))による継続
- ④ タクシー (乗用事業) による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設 等への送迎サービス等の積極的活用

が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設し、運送の安全性を向上させつつ、 実施を円滑化

地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化し、インバウンドを含む 観光ニーズへも対応

- ⇒鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「貨客運送効率化事業」を創設し、旅客・ 貨物運送サービスの生産性向上を促進
- ・既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ⇒「地域公共交通利便増進事業」を創設し、路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」、「乗継ぎ割引運賃」等のサービス改善を促進
- ⇒MaaS に参加する交通事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度 を創設し、交通事業者の運賃設定に係る手続をワンストップ化

MaaS のための協議会制度を創設し、参加する幅広い関係者の協議・連携を促進

2.2 北海道の上位・関連計画

北海道が策定している地域公共交通に関わる上位・関連計画は以下のとおりである。

(1) 輝きつづける北海道 北海道総合計画【2021改訂版】

【策定·改訂】2016(平成28)年策定、2021(令和3)年10月改訂

【計画期間】2016(平成28)年度~2025(令和7)年度

【目的】北海道の価値を高め、社会変革の動きに対応するため、すべての道民が、今後のめ ざす姿と進むべき道筋を共有し、その実現に向けて、お互いに連携を深め、力を合わせ て取り組んでいくための指針として、総合計画を策定している。

【概要】

○北海道の「めざす姿」

<基本姿勢>

- ・強い意志と行動力を基本に、直面する難局を切り拓く
- ・潜在力のある地域資源を活かし、世界に飛躍する
- ・道民との協働で、人と地域の未来を創る

<めざす姿:『輝きつづける北海道』>

- ・世界に誇れる北海道の魅力を磨き、育て、様々な強みを活かし、人口減少・高齢化の 急速な進行といった『地域の存亡に関わる危機』を乗り越え、将来にわたって安全で 安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成をめざします。
- ○政策展開の基本方向における「交通」

<政策展開の基本方向>

分野1:生活:安心 いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす

分野2:経済・産業 本道の強みを活かし持続的な経済成長を実現する

分野3:人・地域 地域を支える人と基盤を創る

⇒分野3の「政策の柱」

- (1)協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築
- (2) 北海道の未来を拓く人材の育成
- (3) だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり
- (4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承
- (5)世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現
- (6)連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

- (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備
- ⇒政策の柱(7)の「政策の方向性」
 - ■産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備
 - ■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成
 - ■地域の可能性を広げるデジタル・トランスフォーメーションの推進

<政策の方向性:連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成(抜粋)>

- ・住民の暮らしに欠かせない地域交通の安定的な確保に向けては、国の支援制度を最大限活用しながら、国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ・感染症対策と公共交通利用の両立をめざし、行政や道民はもとより、来道者を含む公共交通利用者と交通事業者の双方が感染症対策を実践することで、移動における感染リスクを低減させるとともに、行政や交通事業者などが公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝えていくなど、関係者が一体となって安全・安心に関する情報を発信していきます。
- ・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動のほか、交通事業者をはじめとする 幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整えながら「運輸連合」に向けた検討 を進めるなど、利便性が高くストレスのない公共交通の実現に向けて取り組みます。

(2) 北海道交通政策総合指針

【策定】2018(平成30)年3月策定

【計画期間】2018 (平成 30) 年度~2030 (令和 12) 年度 (北海道新幹線札幌開業予定時期)

【目的】北海道新幹線の開業やインバウンドの急増、JR 北海道の事業範囲の見直しなど、北海道の交通を取り巻く環境変化に的確に対応しながら、行政機関、交通事業者、道民・利用者など、あらゆる関係者が協働して、交通に関する施策を一体となって推進し、北海道の更なる発展を支える交通ネットワークを実現するため、本指針を策定している。

【概要】

- ○ネットワーク形成の基本的な考え方
- <2030 年頃の北海道交通の「めざす姿」>
 - ・世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現
- <4 つの基本方針>
- ①世界をつなぐ:グローバル化に対応した交通・物流ネットワークの充実・強化
- ②競争と共生:事業者等の連携による移動の円滑化・輸送効率化の促進
- ③地域を支える:人・地域を支える持続的なネットワークの構築
- ④リスクに備える:災害に強く、生産性の高い交通・物流の実現
- <交通ネットワーク形成圏>
 - ・交通ネットワークは、単一市町村のみで完結するものではなく、周辺エリアと密接に つながっていることから、広域(全道)的な観点からも捉えていくことが重要である。

幹線交通、広域交通、生活圏交通の3つの階層を基本に、一定の地理的範囲として「道央・道南」、「道北」、「道東」の3つの交通ネットワーク形成圏を設定

1 交通ネットワーク形成圏

幹線 中核都市間等を結ぶ 交通 本道の骨格となるネットワーク 北海道型 公共交通 広域 中核都市や地域中心都市と 交通 周辺市町村などを結ぶネットワー ネットワーク (3つの階層) 生活圏 単一市町村・周辺エリアでの 日常生活に密接した交通ネットワーク 交通

30 <i>0.</i>	3つの交通ネットワーク形成圏						
道央·道南地域	道北地域	道東地域					
新千歳空港や新 函館北斗駅といった交通拠点が 集積し、本道経 済を力強く牽引	豊かな自然環境 や雄大な大地を 活用し交流人口 を呼び込み、経 済活性化を促進	圏域内の都市間 の移動や観光資 源を巡る広域周 遊により、経済活 性化を加速					

- ○具体的な施策の展開
- <2020 年度までの集中的な施策(重点戦略)>
- ①インバウンド加速化戦略
- ②国際物流拡大戦略
- ③シームレス交通戦略
- ④地域を支える人・モノ輸送戦略
- ⑤災害に強い交通戦略
- <2030 年度までの長期的な施策>
 - ①世界をつなぐ(交流人口の拡大)
 - ②競争と共生(ストレスのない移動)
 - ・圏域間の交流拡大や連携強化、地域経済の活性化、さらには地域医療の充実など安全・安心な暮らしを守る上で、道内を高速かつ円滑に移動・輸送できる交通ネットワークの形成・充実を図る。
 - ⇒主な施策:■交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現
 - -交通モード間の連携による移動の円滑化
 - -積極的な交通情報の提供
 - ■安定した地域交通の確保
 - -自動走行の実用化に向けた取組の推進

など

- ③地域を支える(安全・安心な地域社会)
 - ・人口減少や高齢化の進行により、事業者の経営努力だけでは公共交通の存続や配送が 困難となる可能性があることから、持続的なネットワークの維持・確保に向け、関係 者が連携した取組を進める。
- ⇒主な施策:■まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築
 - -地域の暮らしを守る生活交通の確保
 - -公共交通利用の定着化
 - ■安定した地域交通の確保
 - -鉄道やバス路線の持続的な維持・確保
 - -地域の実情に応じたきめ細かな交通サービスの展開
 - -新幹線の並行在来線への対応

など

④リスクに備える(防災機能の強化)

(3) 北海道交通政策総合指針 重点戦略【2021-2025】

【策定】2021(令和3)年3月

【計画期間】2021 (令和3) 年度~2025 (令和7) 年度

【目的】「北海道交通政策総合指針」がめざす交通ネットワークを実現していくため、あらゆる関係者が新しい生活様式「新北海道スタイル」の実践のもと、「ポストコロナ」を見据え、利便性の向上や路線などの最適化を通じた地域交通の維持・確保など、北海道のさらなる発展を支えていく上で今後集中的に進める取組を重点戦略として設定し、効果的な施策推進を図る。

【概要】

<重点戦略の構成>

これまで推進してきた 5 つの戦略に加え、新型コロナウイルス感染症対策と公共交通利用の両立に向けて、各戦略横断的な「ウィズコロナ戦略」を新たに設定するとともに、戦略毎にポストコロナを見据えた取組の方向性を示す。

①シームレス交通戦略

地域に合った利便性向上に資する取組を進めるとともに、地域の多様な輸送資源を 総動員した地域の足の確保に向けた取組の検討や、公共交通の利用定着に向けた地域 全体の意識改革、さらには多様な交通モード間の交通結節機能の充実などを図る。

また、公共交通利用者の回復のため、公共交通機関相互が連携する「運輸連合」に向けた検討を進めるなど、利便性が高くストレスのない公共交通の実現をめざす。

②地域を支える人・モノ輸送戦略

感染症対策を踏まえた、人・モノ・サービスの一体的・効率的な仕組みの構築を念頭に、地域の暮らしや産業を支える安定的かつ持続的な輸送ネットワークの確保をめざす。

- ③インバウンド加速化戦略(段階的・多角的な誘客戦略)
- ④国際物流拡大戦略:貨物の集積と航空路・航路の充実による国際物流拠点の形成
- ⑤災害に強い交通戦略:災害時等にも安心できる信頼性の高い交通の実現
- ⑥ウィズコロナ戦略【新規】: 感染症対策と公共交通利用の両立

(4) 北海道 新広域道路交通ビジョン・計画

【策定】2021(令和3)年4月

【計画期間】策定年の2021(令和3)年から概ね20~30年間

【目的】総合交通体系の基盤としての道路の役割強化やICT・自動運転といった技術の進展を見据えた、新たな広域道路ネットワークなどを幅広く検討し、北海道の実情や将来像を踏まえた道路ネットワークや拠点・ICT に関する施策の方向性を定める「北海道新広域道路交通ビジョン・計画」を策定している。

【概要】

- ○地域の将来像
 - ①地域間の相互連携の強化
 - ②食料供給地域としての持続的発展
 - ③観光立国北海道の実現
 - ④北海道の強靭化や国全体の強靭化への貢献
 - ⑤高次都市機能の最大化
- ○広域的な道路交通の基本方針

地域の将来像の実現に向け広域的な道路交通の今後の方向性として「広域道路ネットワーク」「交通・防災拠点」「ICT 交通マネジメント」に関する基本方針を設定

<広域道路ネットワーク>

・圏域中心都市間の高規格道路や圏域中心都市と地方部の市街地を結ぶ道路ネットワークの強化 など

<交通・防災拠点>

- ・札幌都心部や圏域中心都市、地方部の市街地における交通結節機能の強化 など <ICT 交通マネジメント>
 - ・道路交通に関連する様々な課題の解消に向けた取組の高度化
 - 新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化 など

2.3 市町村の上位・関連計画

当地域の各市町村が策定している地域公共交通に関わる上位・関連計画を以下に整理する。

(1) 総合計画

各市町村の総合計画における地域公共交通の位置付けは以下のとおりである。

表 2-1 各市町村の総合計画における地域公共交通の位置付け

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
1	小樽市	第7次 小樽市 総合計画	2019 (令和元) 年 10 月	2019 (令和元) 年度 ~ 2028 (令和10) 年度	まちづくりの6つのテーマ 1子ども・子育て、2市民福祉、3産業振興、 4生活基盤、5環境・景観、6生きがい・文化 ⇒「4生活基盤」の「施策6:交通」 地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。 このため、地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。 また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。
2	島牧村	第 5 次 島牧村 総合計画	2019 (令和元) 年3月	2019 (令和元) 年度 ~ 2028 (令和10) 年度	村づくりの柱(6つ) 1活力あふれる産業のむら、2美しい自然を継ぐむら、3健康で人にやさしいむら、4快適で安心して暮らせるむら、5いきいきと学び合うむら、6ともに支え合うむら⇒「4快適で安心して暮らせるむら」安全・安心な水の安定供給と衛生的な水環境を守るため、適切な水道施設の維持管理と整備に努めます。また、定住促進のための宅地造成や公営住宅について、住宅ニーズや高齢化などの時代の流れに沿って計画的に建て替えを促進するとともに、公共交通の要であるバス路線運行の確保に努めます。また、消防・救急体制の充実、交通安全・防犯対策の推進などの取組を進め、誰もが安心・安全で快適に暮らせるむらをめざします。
3	寿都町	第8次 寿都町 総合振興計画	2020 (令和 2)年 3 月	2020 (令和 2) 年度 ~ 2029 (令和 11) 年度	基本目標(5つ) 1 やさしさとふれあいのまち、 2 地域資源を活かし、賑わいを創出するまち、 3 安全・快適で自然を守り育むまち、 4 地域を知り、人を豊かに育むまち、 5 すべての人が輝く協働のまち ⇒「目標3安全・快適で自然を守り育むまち」の「基本計画2道路整備・交通体系の推進」 基本方針(公共交通関連):生活バス路線の維持など、過疎地域に見合った公共交通の利便性向上に努めます。 主要施策(公共交通の確保) ・ニーズに合った公共交通の確保 ・町有バスの能率的な運行管理
4	黒松内町	第4次 黒松内町 総合計画	2020 (令和 2)年 3月	2020 (令和 2) 年度 ~	まちづくりの基本方針(5つ) 1産業・観光・自然:豊かな自然と資源を活いかし、稼ぐ産業で幸せをつくる, 2教育・スポーツ・文化:本物に触れ、自ら学んで生き

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
				2029	る力を育み幸せをつくる,
				(令和 11)	3 保健・医療・福祉:心とからだの健康とお互いの支え
				年度	合いで幸せをつくる,
					4生活基盤・生活安全:災害に強く、安全安心な生活環
					│ 境で幸せをつくる, │ 5自治:一人ひとりが主役となり、想いをつなげて幸せ
					5日月・一人びこりが主役となり、恐いをりなりに幸せ をつくる
					→ 「4 生活基盤・生活安全」の「個別施策 6:公共交通」
					施策目標:通学や通院、買物など町民のニーズに合っ
					た公共交通を効率的で効果的な形態で維持します。
					主要な取組
					1 町が運行する公共交通路線の維持
					2 既存の公共交通路線の確保
					3 北海道新幹線の建設促進
					まちづくりの基本目標(9つ)
					1 新たな時代に適した行政体制づくりのために, 2 住みよいまち、選ばれるまちづくりのために.
					2 任みよいまら、選ばれるまらりくりのために, 3 共生の地域づくりのために,
					4 地域に根ざしたしごとづくりのために.
				2020	5まちのにぎわいづくりのために、
				(令和 2)	6暮らしの基盤づくりのために.
		第6次	2020	年度	7自立の精神を養うために,
5	蘭越町	蘭越町	(令和 2)年	~	8 持続的な保険運営のために,
		総合計画	3 月	2029	9水の循環づくりのために
				(令和 11)	⇒「2住みよいまち、選ばれるまちづくりのために」の
				年度	「①地域公共交通網・情報網の形成」
					高齢化や観光誘客等、移動利便の向上を検討するこ
					とは不可欠です。今後、道路を維持管理しながら、公
	ļ				共交通の利便向上に取り組みます。 i)持続可能な公共交通網の形成
					ii)情報ツール発達への対応
					戦略ビジョン(11 個)
					1 町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上,
					2 町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備,
					3 資源やエネルギーを地域内で上手に使う,
					4 ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくる,
					5 商工業と農業、観光業の連携を進め地域産業を活性化
					6 環境や地域文化を生かした観光を進める。 7 取足が トナに営びない、まさなら文化を充てる
					7 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てる, 8 健康寿命を延ばして人生を楽しむ。
			2012		9 顔が見える相互扶助の地域社会をつくる,
		環境創造都市	(平成 24)	2012	10 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくる。
		ニセコ	年3月策	(平成 24)	11 住民みんながまちづくりを考え、活動する
c	ニセコ	第 5 次	定	年度	⇒戦略ビジョン 2,3 の実現のための政策項目「4-⑤利便性
6	町	ニセコ町		~ 2023	の高い公共交通(バス等)を地域に導入」
		総合計画	2020	(令和 5)	従来の鉄道や路線バスを補うものとして、デマンドバ
		2 次見直し版	(令和 2)年	年度	スシステム等、地域住民の生活実態に見合った新たな公
			3月改訂	1 /~	共交通システムを導入します。
					関連する事業(戦略推進プラン)
					・デマンドバスの町内運行の利用向上策の展開 ・地域住民の生活実態に見合う交通体系の検討
					・ 地域住民の生活実態に見合う父選体系の検討 ・ 交通アクセスの向上
					・ローカルスマート交通の構築
					・住民どうしで移動の支援をする地域活動(助け合い交
					通など)の促進
					・デマンドバスの利用性向上に寄与する子供対象のスキ
					ーバスの運行充実

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
7	真狩村	第 6 次 真狩村 総合計画	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和3) 年度 ~ 2030 (令和12) 年度	6つの村づくり方針 方針 1活力と潤いを生み出す産業を振興する, 方針 2美しくて安全・安心な環境を守る, 方針 3生活しやすい基盤をつくる, 方針 4健康とつながりを大切にする, 方針 5 学びやスポーツを楽しめるようにする, 方針 6 知恵を出し合い、村づくりを進める ⇒ 「方針 3 生活しやすい基盤をつくる」の「17 公共交通:住民生活を支える重要な移動手段の確保」 ①バス路線の維持、確保 ・路線バスの本数維持、接続など利便性の向上を要請・バス停などバスの乗降に関わる環境整備・バス利用の促進につながる取り組み ②村内の公共交通手段の検討 ・コミュニティバスの運行や福祉車両の導入、効率性の高いデマンド型交通システムの構築などを検討 ③北海道新幹線の整備要請・北海道新幹線の整備が予定通り進むよう、関係機関と要請
8	留寿都村	第6次 留寿都村 総合計画	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和3) 年度 ~ 2030 (令和12) 年度	10 年後に目指す目標(施策の大綱)(6つ) 1 村に活気を生み出します,2 安全・安心を確保します,3 個性を大切にした人づくりを進めます,4 定住先として選ばれる村にします,5 環境先進地にします,6 健全で創意工夫に満ちた行政運営に努めます ⇒「2 安全・安心を確保します」の「⑥道路・公共交通」における主要な施策・取組「【2-6-3】村づくりと連動した地域交通ネットワークの構築」 ◆路線バス利用客増加に努めるとともに事業者への支援を行い、既存のバス路線の維持を図ります。 ◆移動需要を踏まえ、検討のための協議会を設置し、グリーンスローモビリティなどの将来を見据えた本村独自の地域交通ネットワークの構築を進めます。 ◆幹線交通とデマンド交通などの支援交通を効果的に配置し、高齢者等が利用しやすい交通体系の構築を進めます。
9	喜茂別町	第6次喜茂別町総合計画	2020 (令和 2)年 3 月	2020 (令和 2) 年度 ~ 2024 (令和 6) 年度	基本目標(5つ) 1『ひと』にやさしい、安心・安全なまち、 2活力にあふれ、『ひと』が集まるまち、 3全ての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち、 4地域とともに『ひと』と文化を育むまち、 5『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち ⇒「1『ひと』にやさしい、安心・安全なまち」の「1-2 道路・交通網」における施策での取組「(1-2-5)地域 公共交通の確保」 高齢者などの交通弱者や町民ニーズに対応した、きめ 細やかな地方公共交通の運行形態を検討します。 ・運行コストや利用実績を踏まえた、合理的で経済的な 地域公共交通の運行形態の検討
10	京極町	第6次 京極町 総合計画	2022 (令和 4)年 3 月	2022 (令和 4) 年度 ~ 2031 (令和 13) 年度	基本目標(6 つ) 1 次世代につなげるまちづくり(環境・エネルギー) 2 地域力が発揮される魅力あるまちづくり(産業振興) 3 安心・安全で住みよいまちづくり(地域・くらし・基盤整備) 4 すこやかに暮らしつづけるまちづくり(健康・福祉・医療・子育て) 5 心豊かな人を育てるまちづくり(教育・文化・スポーツ)

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
					6 みんなが主役なまちづくり(行財政運営) ⇒ 「3 安心・安全で住みよいまちづくり(地域・くらし・基盤整備)」における分野別施策 3-3【公共交通の充実】 公共交通については、現運行体制の維持・充実を図りながらも、住民の買い物や通院、通学、通勤など多様化する町内ニーズに対応していくため、新たな交通手段等について検討を行います。また、北海道新幹線延伸に伴う新幹線倶知安駅開業や、高速道路後志自動車道倶知安町の延伸に向けて、関係人口を増加させる仕組みや交通利便性を図る取組により、開業効果を十分に発揮させ、近隣市町村と連携を図り2次交通の確保に取り組みます。 ・近隣自治体と連携した胆振線代替バス路線の維持、確保
					・近隣自治体と連携した 2 次交通の確保 ・北海道新幹線駅開業、後志自動車道延伸に伴う関係 人口増加に向けた取組 ・公共交通利用の促進につながる PR の実施
11	俱知安 町	第6次 俱知会計画	2020 (令和 2)年 4 月	2020 (令和 2) 年度 ~ 2031 (令和 13) 年度	まちづくりの基本目標(2つ) 基本目標1 くっちゃんで暮らす幸せを感じる、 基本目標2 くっちゃんで交流する幸せを感じる ⇒「基本目標1 くっちゃんで暮らす幸せを感じる」の 「個別目標5住みたくなる都市(まち)にする」における「公共交通」 重点施策:公共交通ネットワークの充実 ・まちなか循環バス「じゃがりん号」は、より多くの住民に利用してもらえるよう、運行ルートや運行本数の見直しを継続的に行っていきます。 ・郊外地区は、特に高齢者の「生活の足」確保に向け、前総合計画期間中はスクールバス混乗によりいため、より効率的な生活交通施策が求められています。 ・周辺市町村を連絡するで、選行います。 ・周辺市町村村からの通勤、通院、買い物などに必要な移動手段であることから、関係自治体やバス事業者と連携を図ります。 ・そのためにも、深刻になりつつあるバス運転手不足への対応は、広域的な町村連携のもと早期に着手しなければならない喫緊の課題です。
12	共和町	第8次共和町総合計画	2019 (令和元) 年3月	2019 (令和元) 年度 ~ 2028 (令和10) 年度	まちづくりの基本テーマ(基本方針)(5つ) 1 大地の恵みとともににぎわいを創造するまち、 2 郷土愛と自立の精神にあふれ心豊かに学び合うまち、 3 地域とともにつくる笑顔と元気があふれるまち、 4 住み心地の良い安心して暮らせるまち、 5 町民と行政の協働による広く開かれ自立したまち 「4 住み心地の良い安心して暮らせるまち」における「(3)公共交通」の施策 ①公共交通機関の維持(既存路線の維持に向けた関係機関への要請、地域公共交通と連携したバス利用者増に向けたPR などの実施) ②新たな地域公共交通の導入(既存移動手段(バス・タクシー等)を活用した移動支援制度の検討・構築、交通空白地域に配慮した地域公共交通の導入) ③北海道新幹線の建設促進(新函館北斗~札幌間の早期完成に向けた連携強化、二次交通の充実に向けた、関係機関への要請)

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
13	岩内町	岩内町 総合振興 計画	2021 (令和 3)年 6 月	2021 (令和3) 年度 ~ 2030 (令和12) 年度	岩内町まちづくり大綱における5つの目標 1人をはぐくむまちづくり、2生涯活躍するまちづくり、3活気あふれるまちづくり、4持続可能なまちづくり、5魅力あふれるまちづくり」の基本施策「4-3快適に暮らせる都市空間の形成」における施策項目「4-3-(5)公共交通の充実【差別化戦略】」 ・町内循環交通については、交通不便地域の解消、移動弱者の利便性向上、更には地域活性化に繋がるよう、岩内町地域公共交通活性化協議会等の意見を踏まえ、毎年度事業評価を実施し、必要な見直しを行いながら事業を継続します。 ・地域にとって適切な交通手段の確保や高齢者等が外出しやすい交通体系を構築し、持続可能な地域公共交通ネットワークを確保するための地域公共交通計画を策定します。
14	泊村	第5次泊台計画	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和3) 年度 ~ 2030 (令和12) 年度	むらづくりの基本目標(7つ) 1 みんなが知っている むら, 2 にぎわいをうみ交流を目指す むら, 3 人を育む むら, 4 幸せに暮らし続けることができる むら, 5 子育てしやすい むら, 6 安心して暮らせる 住んでみたい むら, 7 一人ひとりが活躍できる むら → 「6 安心して暮らせる 住んでみたい むら」 人口減少や高齢化が進む中では、村民の利便性の高い移動手段の確保が大切であり、IoT や AI 技術などを活用した交通システムの導入による快適な移動システムの形成に努めます。 「6-2 村民が利用しやすい交通の充実」・利用者にとって利便性の高い交通体系の整備を図るため、村内の拠点をつなぐ循環バスの運行を検討・高齢者などが気軽に外出できるよう、周辺町村と連携し、既存の交通手段の確保のため事業者への側面的支援を継続
15	神恵内村	神恵内村総合振興計画	2020 (令和 2)年 3 月	2020 (令和 2) 年度 ~ 2029 (令和 11) 年度	むらづくりの理念(4つ) 1 みんなで支え合う、安心とやすらぎのあるむら、 2 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるむら、 3 未来を拓く人を育み、歴史と文化を大切にするむら、 4 小さいからこそ芽生えるふれあい、きずな ⇒「1 みんなで支え合う、安心とやすらぎのあるむら」の 「2-1 快適で持続可能な環境づくりの推進」 豊かな自然環境と共生し、安全で快適な道路網や水道 などの生活基盤の整備と、人にやさしい地域公共交通や 需要に応じた利便性の高い住環境の計画的な整備などの 生活環境の充実を図り、快適で住みやすいむらを目指し ます。
16	積丹町	第 5 次 積丹町 総合計画	2012 (平成 24) 年 12 月	2012 (平成 24) 年度 ~ 2025 (令和 7) 年度	まちづくり5つの基本目標 1 豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり、 2 地域ぐるみでつくる健康、支えあう福祉のまちづくり、 3 自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現するまちづくり、 4 産業が連携し、豊かな地域資源をまもり活かすまちづくり、 5 みんなが主役、未来へつなぐ協働のまちづくり ⇒「3 自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現するまちづくり」の「5公共交通」における施策の内容「(1)公共交通の確保」

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
					・積丹町から町外への通学、通院などに路線バスは欠かせない公共交通となっていることから、運行本数の維持確保をバス事業者に要望します。 ・人口減少による利用者の一層の減少や、国や道の運行経費補助制度の改正などにより、その運行維持が困難となる可能性もあるため、近隣市町村との連携を深め、バス路線維持に向けた要望活動にも努めます。・また、バス路線維持と並行して公共交通バス路線の空白地帯となっている、丸山地区、神岬地区の交通確保を図るための総合的な施策について、検討を行う必要があります。
17	古平町	古平町総合指針	2021 (令和 3)年 3 月	見据える 将来 2040 (令和22) 年	まちづくり「5つの基本方針」 1 安心・快適に暮らせるまち、 2 いきいき健やかに暮らせるまち、 3 人を育み人を活かすまち、 4 産業で活気あふれるまち、 5 変化に負けない足腰の強いまち ⇒ 「1 安心・快適に暮らせるまち」 人口の減少速度が少しでも緩和するよう各種の取組を進めると同時に、長期的な視点に立って、今より、口が減少しても日常生活に必要なサービスが維持でのよう、中心拠点誘導複合施設を核とした都市機能の集積や公共交通網の再構築、東部市街地と西部市街地のネットワーク強化、公共施設の適正配置、道路・橋りょう等の計画的な維持管理、空き家対策など各般の施策を進めていきます。
18	仁木町	第6期 仁木町 総合計画	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和 3) 年度 ~ 2030 (令和 12) 年度	基本目標(5つ) 1 町民に健康と安心を、 2 町民に質の高い教育を、 3 町民に生活の潤いを、 4 町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を、 5 町民とともに推進するまちづくりを ⇒「3 町民に生活の潤いを」における「Ⅱ交通 1 地域公共交通の活性化」 ①生活路線や交通手段の維持及び確保 ・町予約制バス「ニキバス」の利用推進及び運行ルートの拡大 ・交通空白地におけるボランティア有償運送の検討 ②北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の開業に伴う地域交通確保に係る検討 ・地域交通の確保方策についての検討
19	余市町	第5次余市町総合計画	2022 (令和 4)年 3 月	2022 (令和 4) 年度 ~ 2031 (令和 13) 年度	基本構想としてメインテーマを「未来に向けて住みやすいまちをつくる」とし、下記の3つの指針を設定 ①「次世代の可能性を引き出す」 ②「資源を活用しまちを持続・発展させる」 ③「激動する社会に対応する」 これに基づいた基本計画の1つ「地域公共交通の活性化と再生に関する施策」 ⇒人口減少、少子高齢化の進展等さまざまな社会情勢の変化により、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような中、鉄道・バス・タクシー等地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、「余市町地域公共交通網形成計画」の推進や、広域での連携を図りながら、持続可能な公共交通網の在り方について検討します。

No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通の位置付け
20	赤村	第4期 赤治 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和3)年 ~ 2025 (令和7)年度	基本目標(6つ) 1 新たな活力と交流を生み出すあかいがわ、 2 健やかで安心して暮らせるあかいがわ、 3 将来を担う人を育むあかいがわ、 4 美しく快適で安全なあかいがわ、 5 未来への基盤が整ったあかいがわ。 6 ともにつくるで安全なあかいがわ」の「6.防犯・交通安全」における主要施策「(3)交通安全意識の高揚」 【主要施策:(3)交通安全意識の高揚」 【主要施策:(3)交通安全意識の高揚」 【主要施策が見ます。 ⇒ 「5 未来への基盤が整ったあかいがわ」の「3.道路・公策策への基盤が整ったあかいがわ」の「3.道路・公策第一次通過が見ます。 ⇒ 「5 未来への基盤が整ったあかいがわ」の「3.道路・公共交通」にお充実」 【現状と課題】 ・道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業・経済活動を支えるともに、近週の維持と課題】 ・道路や公共交通については、唯一民間の路線がスの申し入れがなるに、全球です。 ・本村の公共交通については、唯一民間の路線がスの申し入れがならに、中国を持たな身近の路線があります。 ・本村の公共交通のの維持・り方について検えをもに、幹線交通のの維持・り方について検えをもに、対のります。 【主要施策:(6)新たな公共交通システムの構築】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21	長万部町	第4次長万部 町まちづくり 総合計画	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和 3) 年度 ~ 2030 (令和 12) 年度	まちづくりの基本目標(6つ) 1豊かで快適な環境と美しい景観のまちづくり, 2男女が共に支え合う健やかな地域社会づくり, 3地域の未来を創造する人づくり文化づくり, 4世界とつながり躍動する地域産業づくり, 5安心・安全で暮らしやすいまちづくり。 6手を取り合って未来を拓くまちづくり →「5安心・安全で暮らしやすいまちづくり」の「(2)交通ネットワーク及び生活交通の維持・確保」・道路整備の推進・地域公共交通の充実 公共交通網については、新幹線開業を見据え、地域公共交通計画の策定を検討します。地域公共交通計画の策定にあたっては、高齢者等交通手段確保事業(タクシーチケット)や老人福祉バスのあり方も含め、包括的な検討を行います。

(2) 地域公共交通計画・地域公共交通網計画

当地域 21 市町村のうち、島牧村・岩内町・赤井川村が「地域公共交通計画」を策定済みであり、小樽市・共和町・仁木町・余市町の 4 市町では、「地域公共交通網形成計画」(2020(令和 2)年6月の一部改正前の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通に関する計画)を策定済みであり、2022(令和 4)年度も計画期間に含まれている。また、長万部町では、2022(令和 4)年6月時点において、地域公共交通計画の策定に取り組んでいる。

表 2-2 後志地域における地域公共交通に関する計画(市町村単独計画)の策定状況

			L		MILLOW, ED.L.
No	市町村	計画名	策定年月	計画期間	地域公共交通に関する基本方針・施策等
1	小樽市	小地交形市公網計画	2019 (令和元) 年 5 月	2019 (令和元) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度	【地域公共交通のあるべき姿(将来像)】 暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な地域 公共交通の構築 【基本方針と目標、施策】 基本方針1:市民生活を支え利便性の高い地域公共交通網 の形成 ・目標①:地域内外の移動の利便性を確保 ・目標②:交通結節点の利便性向上 ・目標③:車両等のバリアフリー化の推進 ⇒(施策1)地域公共交通網における利便性の強化 基本方針2:持続可能で安定した運営形態の構築 ・目標④:運行効率の向上 ・目標⑤:安定した運営形態の構築 ・目標⑤:安定した運営形態の構築 ・目標⑤:安定した運営形態の構築 ・目標⑥:安定した運営形態の構築 ・目標⑥:安定した運営形態の構築 ・目標⑥:安定した運営形態の構築 ・目標⑥:安定した運営形態の構築 ・は施策2)持続可能な交通体系の構築 基本方針3:市民・各種交通事業者・行政等が連携・協力 し、支え育てる地域公共交通の実現 ・目標⑥:関係者の連携・協力の仕組みづくり ⇒(施策3)市民・交通事業者・行政等が連携・協働した 地域公共交通利用に向けた仕組みづくり 基本方針4:市民・来訪者に分かりやすく利用しやすい地 域公共交通の実現 ・目標⑦:分かりやすい情報等の提供 ⇒(施策4)地域公共交通の利用促進策の展開
2	島牧村	島牧村公共交通計画	2022 (令和 4) 年 3 月	2022 (令和 4) 年度 ~ 2026 (令和 8) 年度	【基本方針】 既存資源を最大限活用した村内外の移動しやすい環境の実現 【目標と施策】 ・目標1:路線バスの輸送サービスの維持・確保施策①:ニーズの高い時間帯における定時定路線の維持施策②:日曜・祝日の移動ニーズに即した路線の維持を有償化の検討施策③:交通結節点としての寿都ターミナルにおけるシームレスな公共交通の実現・目標2:輸送手段の役割の明確化と経営の改善施策④:患者輸送バスの運行経路や立ち寄り地の明確化施策⑤:自由度の高い公共交通(ハイヤー・移送サービス)の拡充・目標3:利用促進による持続可能な移動支援施策⑥:バスマップや乗り方を掲載した広報紙の作

		I	T	I	
					成 施策⑦:住民意見交換会等の対話型の継続的な意識啓 発と課題抽出
12	共和町	共地交形町公網計サ大地交形が大地域の大地域の大地域の大地域の大地域の大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が大地域が	2019 (令和元) 年 6 月	2019 (令和度 ~ 2023 (令度	【基本方針】 町民のおでかけ支援と公共交通網の継続的な維持・向上による魅力ある地域の実現 【基本的方向性、施策】 方向性①:新たな公共交通支援体制の構築による町民の誰もが安心して暮らせるまちの実現 ・施策①:既存移動手段(バス・タクシー等)を活用した移動支援制度の検討・構築 ・施策②:農村部の散居型居住形態等の地域の実情に応じた公共交通サービスの継続的検討 方向性②:地域・交流拠点の形成による外出促進と賑わいの創出 ・施策④:農村部から地域・交流拠点へのアクセスの促進・施策④:農村部から地域・交流拠点への人々が交流できる場の検討 方向性③:町外との移動を支援する公共交通ネットワークの充実 ・施策⑥:既存公共交通を活かした町民の移動を支える広域的な公共交通体系の検討 方向性④:バスを利用しやすい環境づくり・施策⑥:バスを利用しやすい環境づくり・施策⑥:における有情報発信の実施など、交通弱者支援に係る継続的な検討・施策⑨:高齢者や関係機関との意見交換会の実施など、交通弱者支援に係る継続的な善に向けた検討・実施
13	岩内町	岩内域公司工程,并不是不是不是,不是不是,但是不是,但是不是,但是不是,但是不是,但是不是,但	2021 (令和 3)年 3 月	2021 (令和 3) 年度 ~ 2025 (令和 7) 年度	【基本方針と施策・事業】 基本方針1:持続可能な公共交通の実現に向けた町内公共交通ネットワークの形成 〈施策・事業〉 ・円山地域乗合タクシーの運行 ・町内路線網の検証・再編の実施・クロスセクター効果の検証 ・アンケートBOXの設置 ・地域公共交通維持・改善に向けた新たな調査票の検討基本方針2:公共交通利用促進・活性化に向けた取組強化・充実 〈施策・事業〉 ・「バス・タク乗ってガイド(仮称)」の作成・「バス・タクチャレンジライド!!(仮称)」等の実施・有料広告の設置・キャッシュレス決済の導入・運転免許返納者に対する取組・ノーカーデーの推進基本方針3:地域が一体となった取組の展開 〈施策・事業〉 ・商店街連合会との連携 ・地域公共交通活性化基金の設置基本方針4:広域移動を支える路線の維持・確保 〈施策・事業〉 ・路線維持のための運行補助の実施

					・公共交通による市町村情報の発信
18	仁木町	仁木地交形成計画	2020 (令和 2)年 2 月	2020 (平成 28) 年度 ~ 2022 (令和 4) 年度	【基本方針】 ①小中学生の安全・安心な移動手段の確保 ②高校生の町外通学手段の確保 ③高齢者の外出機会増加に資する利便性・公平性の高い公共交通の整備 ④地域の特性に適した効率的で持続可能な公共交通体系の構築 【計画の目標】 (1)小中学生の通学手段の確保 (2)高校生の通学利便性の向上 (3)高齢者における公平性の高い移動手段の確保 (4)バス運行の効率性の向上 (5)公共交通の担い手の確保・活性化 【事業内容】 1-1. 銀山地区の路線バスの見直し 1-2. 交通空白地区の新規路線の導入 2. 余市駅と町内JR駅(仁木駅・然別駅・銀山駅)間のアクセス確保 3. スクールバス混乗 4. ボランティア有償運行制度の導入 5. タクシー補助
19	余市町	余地交形市域通訊計工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	2012 (平 4 24) 年 2018 (平 3 30) 年 一部変更	2020 (令年 2024 (令度	【計画のコンセプト・サブテーマ】

					・小中学生向けモビリティ・マネジメント
20	赤井川	赤井城公計村共通	2022 (令和 4)年 3 月	2022 (令年~2026 (令度 2026 (令度	【基本方針】 村民と協働して創り上げ、カルデラの里を未来へ繋いでいく公共交通網の構築 【施策の方向性①:赤井川村に住み続けられるための重要なライフラインとしての公共交通網の構築施策①:赤井川村・余市町間を繋ぐ公共交通の継続した確保・見直し施策②:村内交通資源を活用したラストマイル交通の検討・導入施策③:地域間幹線系統の維持に向けた余市駅における接続の確保施策④:福祉移動支援策の充施策の方向性②:村民が主体的に公共交通に参画・協働できる機会の創出施策⑤:生活圏を踏まえた公共交通情報の提供施策⑥:公共交通に参画するための利用ガイドツアーの実施施策③:調染みやすく利用しやすいバス利用環境の創出施策③:協働で創り上げる公共交通の運行に向けた意見交換会の実施施策③:運賃支払い方法の簡便化・高度化施策⑩:バスとふれあう機会の創出施策⑪:バスとふれあう機会の創出施策⑪:ボスとふれあう機会の創出施策⑪:ボスとふれあう機会の創出施策⑪:ボスとホーカーの強化を動の強化を動の強化

2.4 計画の位置付け

本計画は、国の法制度・関連計画や北海道の上位・関連計画を踏まえ、当地域の各市町村の策 定済みの地域公共交通計画や関連計画等と整合を図りながら、当地域の公共交通政策のマスター プランとして、策定するものである。

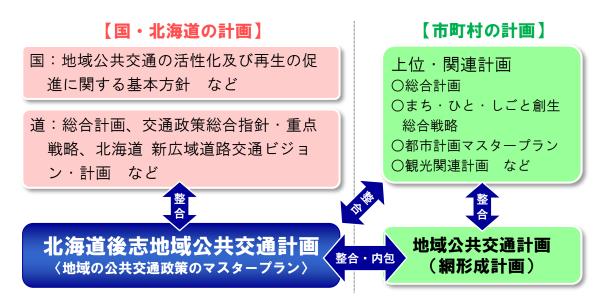


図 2-1 本計画の位置付け

2.5 本地域における公共交通の位置付け

後志地域の公共交通ネットワークは、「北海道交通政策総合指針」に示されている「幹線交通・ 広域交通・生活圏交通」の3つの階層による公共交通ネットワークを形成する。

「幹線交通」は、札幌市や函館市等の各圏域の中核都市間を結ぶネットワークであり、現状、 後志地域には確保されていないが、北海道新幹線の札幌開業により、函館市~札幌市を結ぶ「幹 線交通」が確保される。「広域交通」は、中核都市(札幌市)や中核都市群(小樽市)、地域中心 都市(倶知安町・岩内町・余市町)といった地域の中心都市間を結ぶネットワークや、それらの 都市と周辺町村を結ぶネットワークである。

北海道型 公共交通 ネットワーク (3つの階層)	幹線 交通	中核都市間等を結ぶ 本道の骨格となるネットワーク
	広域 交通	中核都市や地域中心都市と 周辺市町村などを結ぶネットワーク
	生活圏 交通	単一市町村・周辺エリアでの 日常生活に密接した交通ネットワーク

図 2-2 北海道交通政策総合指針における「幹線交通・広域交通・生活圏交通」の定義